

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
金本建設株式会社	香川県高松市円座町1930

### 2. 指名停止措置期間

令和6年9月30日 から 令和6年10月13日 まで（2週間）

### 3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

### 4. 事実概要

令和5年11月17日、香川県綾歌郡綾川町内の導水管更新工事において、危険を防止した上で作業をさせるべき業務上の注意義務を怠ったことにより、壁面土砂が崩落して作業員1名が土砂中に埋没し死亡する事故が発生した。

この事故に関し、令和6年7月11日、金本建設(株)は労働安全衛生法違反、同工事の統括安全衛生責任者は労働安全衛生法違反及び業務上過失致死の罪で、高松簡易裁判所から罰金の略式命令を受け、それぞれの刑が確定した。

### 5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第8号及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第8号に該当する。

#### 指名停止措置要領 別表第1

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当地事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2ヵ月以内

#### <問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

総務部契約課長 山本 隆 (内線2511)

総務部経理調達課長 岡本 隆章 (内線6311)

○総務部契約課建設専門官 森崎 貴司 (内線2512)